

京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の2第2項の規定に基づく当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

また、当該隣接地を建築協定区域に変更した図書を、法第75条の2第4項において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和8年10月5日

京都市長 松井 孝治

1 建築協定の名称

京都市伏見区桃山与五郎町地区建築協定

2 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市伏見区桃山与五郎町1番地60

3 意思表示があった日

令和8年7月17日

4 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）